

福祉部 令和2年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（5件）

件 名	概 要	所 管 課
大阪府民生安定生業資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府民生安定生業資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった7万 3,387 円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件	<p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった 597 万 9,400 円及び当該掛金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった 655 万 7,484 円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課
大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった 236 万 4,533 円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課

<p>堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件</p>	<p>堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を1年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p>【変更内容】 (改正前) 平成18年4月1日から平成32年3月31日まで (改正後) 平成18年4月1日から令和3年3月31日まで</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
--	---	-----------------------

2. 条例案

(新規制定1件)

件名	概要	所管課
<p>大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定める。</p> <p>【施行予定期日】 令和2年4月1日</p>	<p>地域福祉推進室 社会援護課</p>

(一部改正4件)

件名	概要	所管課
<p>大阪府附属機関条例及び大阪府社会福祉審議会条例の一部を改正する条例</p>	<p>附属機関の委員等の役割が多様化していることを踏まえ、特別の事情により日額の報酬の額により難しいときは、業務に従事した時間に応じて報酬を支給することができることとする。</p> <p>【施行予定期日】 令和2年4月1日</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験事務に係る手数料等の額を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験事務手数料 <p>(改正前) 8,000円 (改正後) 12,000円 等</p> <p>【施行予定期日】 令和2年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間の終期を令和2年3月31日から令和7年3月31日に延長する。</p> <p>【施行予定期日】令和2年4月1日</p>	子ども室 子育て支援課
大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	<p>大阪府立あゆみ寮及び大阪府立のぞみ寮の指定管理者の選定について、公募によらず選定する方法に改める。</p> <p>【施行予定期日】公布の日</p>	子ども室 家庭支援課

3. 報告案（2件）

件 名	概 要	所 管 課
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起、和解及び和解に代わる決定の専決処分の件	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起、和解及び和解に代わる決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>訴えの提起 【件数】2件 【専決日】令和2年1月6日ほか</p> <p>和解 【件数】5件 【専決日】令和2年1月6日ほか</p> <p>和解に代わる決定 【件数】1件 【専決日】令和2年1月23日</p>	子ども室 家庭支援課
債権放棄報告の件（大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権）	<p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条第3項の規定により放棄したので、同条第4項の規定により報告する。</p> <p>【件数】10件 【放棄する債権】5万4,693円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】令和2年1月28日</p>	子ども室 家庭支援課

